

(案)

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づく
大阪市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項第5号の規定に基づき、次に該当する審査請求は大阪市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第1項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定についての審査請求で、審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ており、かつ、同委員会の議に基づき、心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があるとは認められないとして、支給認定を行わない旨の処分が行われたもの。

参考:行政不服審査法(抄)

第9条 省 略

(1)－(2) 省 略

(3) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

2 省 略

第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

(1) 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

(2)－(4) 省 略

(5) 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

(6)－(8) 省 略

2－3 省 略